

# 学童保育と放課後子ども教室の 一体的な取組について

令和3年(2021年)10月27日

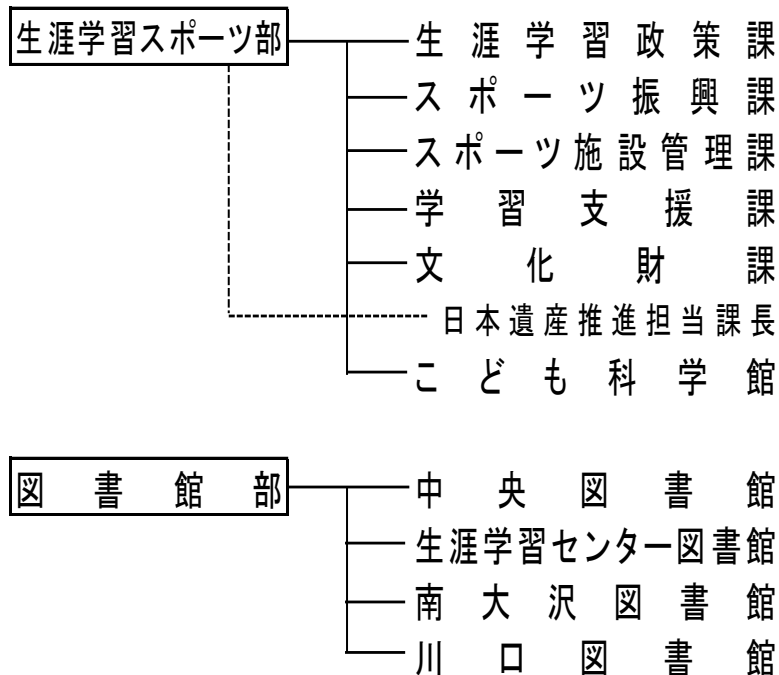
総合教育会議

生涯学習スポーツ部

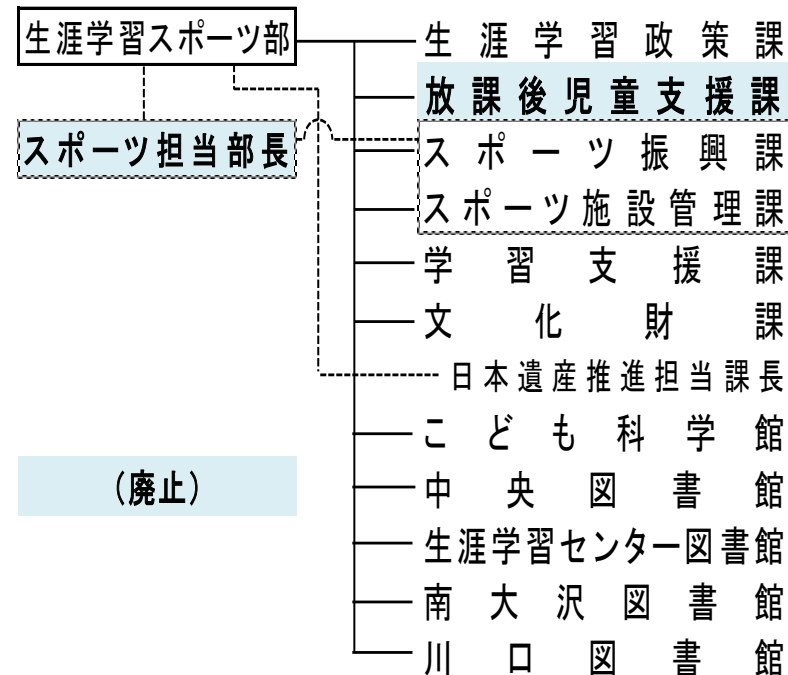
# 1 新組織の設置

- 10月18日付で、「放課後児童支援課」を設置

現在(改正前)



令和3年(2021年)10月体制(改正後)



# 2-1 放課後の子どもの居場所

## (1) 放課後の子どもの育成事業の変遷

- ①平成11年(1999年) 緊急3カ年戦略全国子どもプラン
  - ※ 子どもインターンシップ事業
- ②平成14年(2002年) 新子どもプラン
  - ※ 子ども週末活動支援事業
- ③平成16年(2004年) 子どもの居場所新プラン
  - ※ 地域子ども教室推進事業
- ④平成17年(2005年) 地域教育力再生プラン
  - ※ 地域子ども教室推進事業
- ⑤平成19年(2007年) 放課後子どもプラン
  - ※ 放課後子ども教室事業
- ⑥平成26年(2014年) 放課後子ども総合プラン
  - ※ 放課後子ども教室事業
- ⑦平成31年(2019年) 新・放課後子ども総合プラン

## 2-2 新・放課後子ども総合プラン

### 【新・放課後子ども総合プラン】(2019～2023)

- ① 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備
- ② 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- ③ 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- ④ 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

# 3-1 学童保育所

## 【学童保育所の概要】

学童保育所は、保護者が就労等により放課後に家庭で保育ができない児童を対象に、遊びを中心として異年齢集団の中で社会性を身につけ、一人一人の子どもたちの健全な成長を手助けする場所である。

### (1) 対象児童

八王子市内に在学又は在住する小学生

※1～3年生(障害児は、4年生)までの児童が受入れ対象である。ただし、低学年の児童を優先し、施設の定員に余裕があるときに、高学年児童(4～6年生)の入所を募集する。

### (2) 休所日

日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

### (3) 保育時間

基本時間:通常 下校時から午後6時30分まで

土曜日・三季休業日 午前8時30分から午後6時30分まで

延長保育:通常 午後6時30分から午後7時30分まで

土曜日・三季休業日 午前8時から午前8時30分まで

午後6時30分から午後7時30分まで 5

## 3-2 学童保育所

### 【学童保育所の現状】 R3.5.1現在

- (1) 学童保育所数 90施設 139クラブ
- (2) 設置形態 学校敷地内施設 52施設  
学校敷地外施設 38施設
- (3) 運営形態 公設民営(指定管理)  
指定管理者 12法人  
社会福祉法人、NPO法人、企業
- (4) 利用状況
  - 定員(90施設合計) 7,188名
  - 入所者数 6,109名
  - 待機児童数 84名

# 4-1 放課後子ども教室

## 【放課後子ども教室の概要】

- (1) 実施主体 八王子市教育委員会
- (2) 運営方法 小学校区ごとに組織された「放課後子ども教室推進委員会」又は学童保育所の指定管理者に委託
- (3) 実施時間 放課後から夕やけチャイムまで  
(夏:午後5時まで、冬:午後4時まで)
- (4) 実施体制 安全管理員2名～7名程度で見守り
- (5) 活動内容 地域により、学習プログラムや体験活動などを実施

## 4-2 放課後子ども教室

### 【放課後子ども教室の現状】

#### (1) 実施状況

高尾山学園を除く69校中、66校で実施

※未実施校 館小、上川口小、由木中央小

#### (2) 週5日実施校

36校で実施 ※内16校で学童保育所指定管理者が実施

#### (3) 学習アドバイザーの配置

子どもたちの学習支援を行うため配置(各校2名)

#### (4) 出張体験講座の実施

子どもたちに多様な体験、活動機会を提供するため実施  
(6校にて実施、例:火起こし体験・伝承遊びなど)



# 5 一体的な実施への課題と取組の方向性

## 【より良い放課後の居場所づくりを実現する学童保育所と放課後子ども教室の一体的な実施への取組の方向性】

### (1) 活動場所の確保

- ・放課後子ども教室の活動場所、雨天時の対応
- ・学童保育所の待機児解消のための小学校施設の活用

### (2) 地域人材の確保

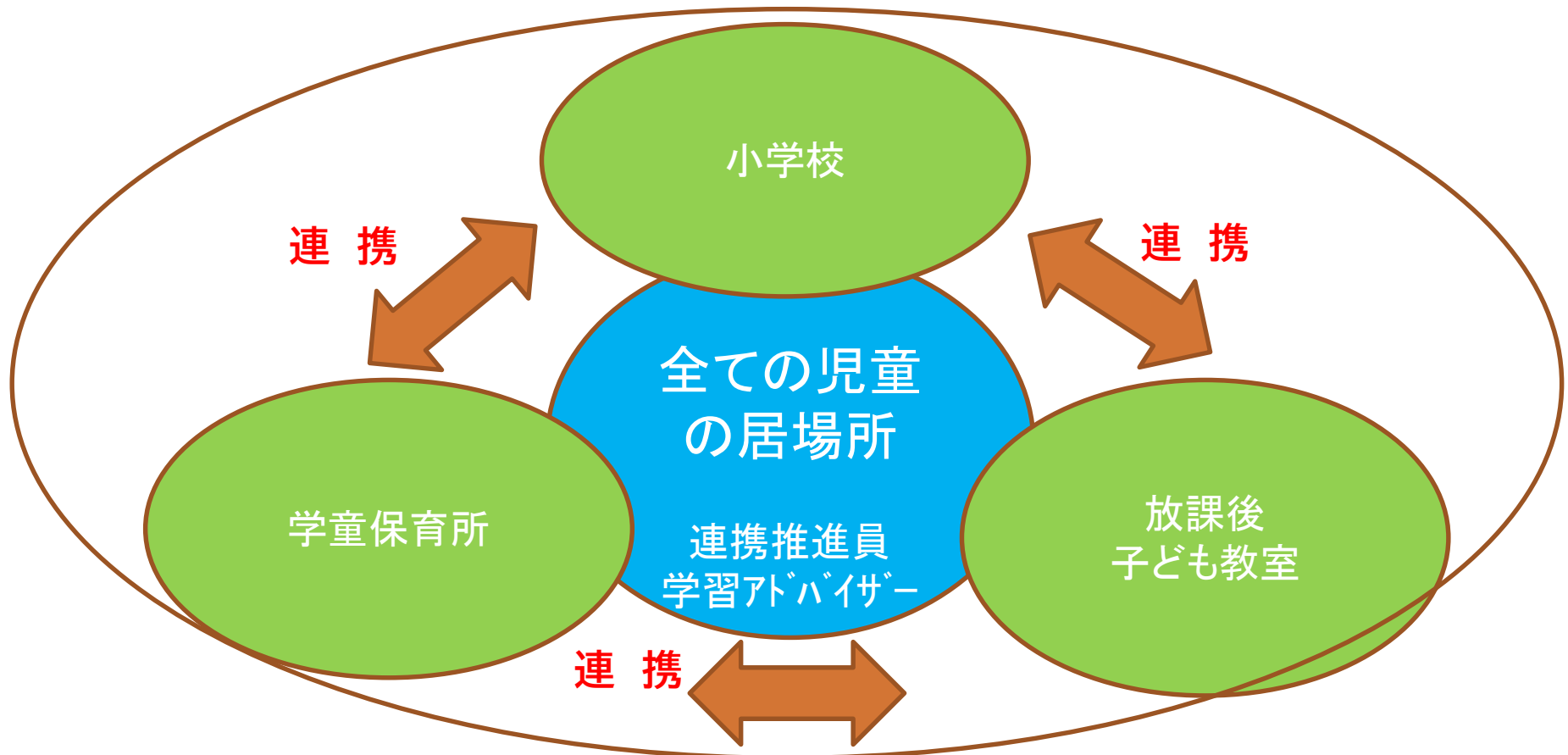
- ・放課後子ども教室を週5日実施していくための人員確保

### (3) 充実した居場所としての活動内容の充実

- ・放課後子ども教室における学習アドバイザーの配置拡充による学習支援の強化
- ・連携推進員の配置による日常の活動内容の充実、両事業の交流の促進（令和3年度：学童保育所2か所）
- ・体力の向上に資する活動やプログラムの実施
- ・多様な体験ができる出張体験講座の拡充

## 6 まとめ

八王子市が目指す放課後 “地域ので子どもを育てる”



豊富な地域人材の活用